

各 地 方 整 備 局 企 画 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿  
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

大臣官房 技術調査課 電気通信室長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響による電気通信設備工事における  
適切な工期の確保について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの遅延から、電気通信設備工事において使用する機器及び資材（以下「機器等」という。）においても、部品調達が遅延するなどの影響により機器等の納期遅延が生じており、当初工期内に工事が完成できない事態が想定されるため、新型コロナウイルス感染症の影響による機器等の納期遅延に対する対応については、当面の間、下記のとおり適切に対応されたい。

記

1 工事の工期延期及び一時中止

受注者より、新型コロナウイルス感染症に伴う機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できないことを理由に、工期の延長を請求された場合は、工事請負契約書の規定によりその協議に応じること。

また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うこと。

なお、これらについては特段の事情が無い限り、受注者の責によらない事由しとて取り扱うこと。

2 条件明示

上記 1 の対応について、特記仕様書等に条件明示すること。

(担当) 大臣官房技術調査課電気通信室  
田島(22376)、原口(22377)